



# 公益財団法人ソーシャルサービス協会 第 46 回理事会 議事録

1. 開催日時 2023年(令和5年)3月8日(水)午後1時～午後4時15分  
1. 場 所 全日自労会館6階会議室  
1. 理事総数 7名  
1. 出席理事 7名 神田豊和 涌井俊夫 柴田和啓 角田季代子 入月孝広 池田寛 野崎佳代子  
1. 欠席理事 なし  
1. 出席監事 伊藤東一 小太刀美津江  
1. 欠席監事 なし  
1. 議事録作成者 涌井俊夫

## 1. 議事の経過の容量とその結果

上記の通り出席があったので、本理事会は適法に成立した。

本理事会の議長には代表理事の神田豊和が出席者全員の承認を得て就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は、常務理事の涌井俊夫を全員一致で承認した。

## 第 1 号議案 第 45 回理事会、第 33 回評議員会、第 34 回評議員会(みなし)、臨時評議員会(みなし)以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件

1. 涌井俊夫常務理事が第 45 回理事会、第 33 回評議員会、第 34 回評議員会(みなし)、臨時評議員会(みなし)の議事録について報告した。

つづいて、神田理事長より第 34 回評議員会(みなし)、臨時評議員会開催の経緯について報告、あわせて、第 3 期評議員選定委員会の開催について報告した。第 3 期評議員選定委員会を 3 月 6 日に、臨時評議員会(みなし)3 月 7 日に開催したことが報告された。

報告は、本来は 2022 年(令和 4 年)6 月 24 日に開催された第 30 回評議員会で任期 4 年の評議員、任期 2 年の理事及び監事を再任することを財団事務局が失念したため、今般、第 3 期評議員選定委員会を開催し、臨時評議員会(みなし)を開催した。ただし評議員及び理事、監事の権利義務については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 75 条の役員等の欠員を生じた場合の措置にもとづき、「…任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員(次項の一時役員)の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」とあり、この間の評議員決議及び理事会決議などは有効である、との法務局の見解を得ていることが報告された。

- ・役員の職務執行報告書(別紙)

2. つづいて、涌井常務理事より内閣府公益認定等委員会事務局の立入検査実施(2023年(令和5年)3月2日午前10時～午後18時)について報告した。さらに神田理事長より、立入検査時に2018年の立ち入り時の指摘事項についての改善報告をおこなった旨の報告がされた。

- ・当日の口頭指摘事項(別紙)

- ・特定費用準備資金の追加の件（別紙）
- ・特定費用準備資金等取扱規程（案） 第 35 回評議員会にて定款変更予定

3. つづいて、涌井常務理事より各事業所の状況について報告され、都城事業所の業種変更については、介護事業は 2 月末にて終了し、生活困窮者支援事業の準備として 2 月 8 日～10 日、伊丹市雇用福祉事業団の生活困窮者事業等の視察・研修をおこなったことが報告された。京都事業所については、事業所の管理運営状況についてと、建交労京都支部と同分会との団体交渉(京都事業所の運営に関して 2 月 15 日京都にて)をおこない、今後の交渉に関しては、京都事業所岡山所長と財団の代理人として、京都・つくし法律事務所の竹下義樹弁護士を代理人として契約を結ぶことが報告された。
4. つづいて、神田理事長より新規事業所について(仮称 伊丹事業所)は、現在、賃貸契約できる物件を探していること、財団として事務所開設にあたり準備資金として 20 万円を支援することが報告された。
5. つづいて、涌井常務理事より新型コロナウイルス関連では新規の感染者はなく推移していること、現時点での本部の資金繰りについて、神田理事長より、前回理事会にて報告したユニオンコーポ会館の屋上の修繕工事が 3 月 22 日、23 日に友咲建設により実施されることが報告された。

つづいて、協議事項に移り、都城事業所の業種変更の件について審議された。定款の介護事業から生活困窮者自立支援等の事業に移行するにあたり、角田理事長からは、働く職員、ヘルパーなどの雇用先の確保などの詳細な報告を提出すること。生活困窮者自立支援は初年度はほとんどがボランティア覚悟での出発になり、持ち出しが多くなる。それらも含めた予算書などの提出を早急におこなうよう求めること、の意見・要望がだされて了承された。

## 第 2 号議案 代表理事の選任、常務理事の選任の件

神田理事長より、今般代表理事神田豊和が理事の任期満了(2022 年(令和 4 年)6 月 30 日付)により代表理事の資格を喪失し、退任することになるので、当法人の代表理事の選定をするため下記の者を指名し、このものにつきその可否を全員に諮る。

代表理事 住所 東京都  
氏名 神田 豊和

常務理事 住所 埼玉県  
氏名 涌井 俊夫

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

## 第 3 号議案 2022 年度第三四半期結果と監査報告の件

涌井常務理事より 2022 年度第三四半期結果について概要報告がされた。今期第三四半期の経営結果は 1,459 万円でした。前年同期対比では 315 万円の後退となりました。3 事業所で赤字となっています。ワークセンターが 1,238 万円と安定的に奮闘し、前年より 225 万円前進しました。ITセンターでは前年が 562 万円で、今期は 269 万円に後退しました。内訳で見ると職業訓練では 649 万円の結果、HP管理で 379 万円の赤字でした。

介護事業の分野では、3 事業所の合計で 480 万円の赤字となり、第二四半期の 142 万円の赤字を拡大しました。特に京都事業所では 311 万円の赤字で昨年 87 万円赤字を 224 万円の赤字に後退させました。都城事業所では前年を 129 万円後退し 194 万円の赤字となりました。仙台事業所では 25 万円の結果となりました。前年比では 15 万円の前進です。前年第二四半期以降は、所長 1 人での居宅支援単独事業で奮闘しています。

つづいて、伊藤監事より、2023年2月8日実施の監査報告について報告された。

監査結果と監査意見は、次のとおりである。

2022年度第二四半期結果の監事監査を 2023年2月8日に実施しました。

別紙 「2022年度第三四半期決算監査報告書」

**監査結果** 会計種類等は、監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認した。また、此期の業務執行状況についても適正に執行されていることを確認した。

**監査意見**

1. 2022年度第三四半期の会計状況は、新型コロナ感染が長引く中で、この間も各事業所の事業運営の努力等により、全体として引き続き順調に推移しました。
2. 但し、介護事業等では、現在の介護保険制度の下で、困難な状況に変化はなく、益々厳しくなっています。この分野での事業運営の改善に向けて、特段の努力をお願いします。
3. 積年の課題である収支相償ルールに従った剰余金への対応については、改善に向けた具体的努力がはじまってきているので、一層の努力をしてください。
4. 経理実務については、本部において各事業所の現状の把握に努め、勘定科目等について、適切な指導を今後ともお願いします。

以上

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

#### 第4号議案 2023年度事業計画（案）の件

涌井常務理事より、2023年度事業計画については、各事業所から提出された事業計画をまとめ、別紙の財団としての2023年度事業計画（案）をまとめたことと、その概要について報告された。

なお現時点では、京都事業所と都城事業所の事業計画が作成中のため、追加後、理事に報告することが報告された。

別紙 2023年度事業計画（案）

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

#### 第5号議案 2023年度予算（案）の件

涌井常務理事より、2023年度予算（案）については、各事業所から提出された予算（案）をまとめ、別紙の財団としての2023年度予算（案）をまとめたことと、その概要について報告された。

なお、現時点では京都事業所と都城事業所の予算（案）が作成中のため、追加後、理事に報告することが報告された。

別紙 2023年度予算（案）

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

#### 第6号議案 諸規定の変更の件

涌井常務理事より、3月2日実施の内閣府による立入検査の中で、現行規定中、実態と合致しない規定であることが明確になった以下の規定につき変更することの報告がされた。

##### ① 会計処理規則

規則のなかに使用している「財団本部」については、「財団」とだけにして主従の関係を明確にする。下記の条文からも「財団」だけに表記する

第2条	財団本部	→	「財団」	に変更
第5条 2	財団本部	→	「財団」	に変更
第14条	財団本部	→	「財団」	に変更

(会計責任者)

第6条

会計責任者は財務担当常務理事とする。財務担当常務理事の下に、事業所（本部直轄事業所をふくむ）の会計責任者をおく。事業所の会計責任者は理事長が、事業所運営委員会の推薦をもとに任命する。

削除 → 事業所の会計責任者は理事長が、事業所運営委員会の推薦をもとに任命する。

② 会議運営規則

第4条 (2)顧問及び相談役 → (2) を削除する

(3)が→ (2)その他理事長が特に必要と認めた者に 繰り上がる

③ 公益財団法人ソーシャルサービス協会

「定款・公益目的事業及び収益事業内容変更のための規定」

事業内容の変更は、内閣府公益認定等委員会に変更届出を申請して認可を受けなければならず、財団としては変更はできない。この規定は廃止とする。

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

**第7号議案 第35回評議員会開催の件 2023年(令和5年)3月24日(金) 午後1時～4時**

涌井常務理事より、第35回評議員会開催について提案がされた。

第1号議案 第46回理事会、第33回評議員会、第34回評議員会(みなし)、臨時評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告等含む)の件

第2号議案 2022年度第三四半期結果と監査報告の件

第3号議案 2023年度事業計画(案)の件

第4号議案 2023年度予算(案)の件

第5号議案 定款変更の件

第6号議案 第47回理事会開催の件 6月7日(水) 午後1時～4時

第7号議案 第36回評議員会開催の件 6月23日(金) 午後1時～4時

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

**第8号議案 第47回理事会開催の件 2023年(令和5年)6月7日(水) 午後1時～4時**

涌井常務理事より、第47回理事会開催について提案がされた。

第1号議案 第46回理事会、第35回評議員会以降近々の報告(役員の職務執行報告

	等含む)の件	
第2号議案	諸規定の変更の件	
第3号議案	2022年度事業報告(案)の件	
第4号議案	2022年度決算(案)の件	
第5号議案	第36回評議員会開催の件	6月23日(金) 午後1時~4時
第6号議案	第48回理事会開催の件	9月27日(水) 午後1時~4時

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後4時15分に閉会を宣言し散会した。

2023年(令和5年)3月8日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長代表理事 神田 豊和 ㊞

監 事 小太刀美津江㊞

以 上